

2 - 7 . 松江市

(1)事業計画

1)現状

地域における若者の現状

- ・小学校においては、急激な社会の変化によって、家族形態の変化や生活リズムの乱れ等が大きな社会問題とさえなっている。松江市においても例にたがわず、これらの問題によって児童の学習意欲や忍耐力等の減退が顕著に現れている。さらに、要保護家庭の増加、保護者の就業不安等も広がっている状況にある。このことから、不登校やいじめ、怠惰な生活から派生する早期喫煙や飲酒等の反社会的行動等も目立ってきている。
- ・中学校においては、思春期を迎えた生徒が自我に目覚める中、集団での自己の位置や学習不振への劣等意識を募らせ、学習に向かうことができず、反社会的行動や、非社会的なひきこもり・不登校等の不安状況に陥る生徒が増加してきている。また、ほとんどの生徒は中学3年生で初めて自らの意志で進路を選択するが、十分な意識と判断を持ち得ないで決定する生徒が多くなっている。このことから、卒業後に目的もなく日々を過ごしたり、高校入学後早々に退学したりする若者が増えてきている。
- ・高等学校においては、中高の指導のギャップ（生徒に対する手厚い対応の無さ、校則や規範意識で生徒を押し量る事、成績中心の授業形態等）によって、生徒が中途退学・不登校・ひきこもりの状況を呈してきているケースが現れている。
- ・松江市のニートの現状は、約 800 名と推計されている。また、若者のひきこもりの状態もあまり改善されていない。
- ・若者の中には、早期離職をしたり、安易な経済感覚で日々を過ごしたりする傾向が年々強くなっている。それに伴って、弱年者を恐喝したり犯罪に誘ったりするケースもあり、またそれについて再犯を繰り返す若者も多い。

現在の支援の状況

- ・当センターは青少年に対して個別の学習支援と就労支援を行っている。
- ・学習支援では、中学校の校内体制では対処しきれない生徒に対して個別の学習支援をし、自信と学習意欲を培う目的で、「わかるところからの学習」を重点にしている。センター内の学習室において、学校ではできないきめ細かな学習を1回あたり2時間程度している（効率的な学習時間はせいぜい1～2時間程度）。時には教師が生徒の様子を見るために来室し、センターの指導員とともに学習の手だてを講じたりしている。また、学校で行う課題テスト等もセンターで受けていて、効果が上がっている。そのために生徒は進路に意欲を示し、卒業を前に学校に戻り、受験し卒業をしている。
- ・就労支援では、相談者とともにハローワークや面接場所に出向いたり、履歴書の記

入指導等を行ったりしている。学習になかなか意欲を示すことのできない生徒に対しては、社会訓練の意図を含んだ職場体験を短期・長期（本人の意志次第）に行っている。生徒は、働くことで大人達から認められ信頼される心地よさを体験しながら、学習や進路決定に対しての意識を高めるようになってきている。高校生やその他の若者についての支援の多くは短期就労（アルバイト）がほとんどである。本人たちはハローワークに出向くことを億劫がるが、それは個別にもっているコンプレックスによるものである。書類等の記入に対しての語彙不足・面談での対応に対する不安があるので、当センターでは丁寧にわかりやすく指導している。その安心感から当センターに向かうものと思われる。

- ・連携については、センターに通所している生徒のサポート会議を、センターが学校・保護者・関係機関（児童相談所、民生児童委員、保護司、警察等）に要請に行ったり、学校に出向き、教師や生徒に対しコーディネーター的な役割をしたりしている。さらに、近年、発達障害傾向の相談も多くなり、親子を含む関係者の共通理解の連携会議もサポートしている。
- ・また、最近は高校入学後の不登校や家庭内暴力の相談が増加している。不登校の原因は、本人の学習に対する劣等意識や、周囲との関係づくりの不得意さからきているものと思われる（本人のもつ特性が周囲との軋轢をうむ）。このようなケースでは学校と連携をはかり、継続的なかわりをしている。
- ・相談について、当センターが受理している件数は年間 1,000 件を超え、なかでも学校問題に関する相談が半数近くあり、さらに最近の特徴は社会や学校における対人関係の困難さによる相談が 3 割近くに増えてきている。

2)課題

支援員に関する課題

- ・多様な相談に応じることができるよう各自の研さんを積むこと。

連携に関する課題

- ・相談者に対しての見立てと方針で連携が必須となった場合、時期を待たずに連携できるネットワークを構築すること。

3)達成イメージ

支援員に関する「めざす状態」

- ・常に前向きであること。
- ・「できることからやろう」という実行力。
- ・皆の力で物事をすすめていく精神。
- ・変化する社会に対応できる能力と順応性を維持するための研鑽を積む。

連携に関する「めざす状態」

- ・一人の子どもに対する支援が素早い対応と連携で処置できるように、関係機関のネットワークを構築し支援員同士の協働ができるようにする。

4)実行計画

全体像

- ・若者の立ち直りを重点にして共通の理解を積む中で、関連機関との連携の重要性を認識し、ネットワークを構築する。

地方企画委員会

- ・各機関の抱えている課題や問題点を共有することによって、連携を実行可能にする手だてを考える。
- ・各機関の立場や状況を理解し、協働できる方策を考える。

ユースアドバイザー定例会議

- ・養成講習の専門的な知識を得る中で、各自の課題意識や問題点を出し合い、検討し、連携を密にする。

ユースアドバイザー養成講習会

- ・若者支援についての専門性をいかすことのできる知識を投入し、事例検討を中心にして連携を含んだ支援のあり方や適正な見立てと方針を体得していく。

(2)実施事項

1)参加主体

今年度は各関係機関の一同が会し、少年の立ち直り支援に向けて共通認識と連携によって協働できる体制作りをする。

図表 61 松江市における参加主体一覧

事業種別	機関種別	機関の主な対象・目的種別					
		教育系	福祉系	就労系	医療系	警察・司法系	その他
地方企画委員会	公共	<ul style="list-style-type: none"> ●松江高等技術校 ●島根県教育庁高校教育課特別支援教室 ●島根県教育庁高校教育課生活指導推進室 ●島根県立松江教育センター ●東出雲町教育委員会 ●松江市教育委員会 	<ul style="list-style-type: none"> ●島根県健康福祉部青少年家庭課 ●松江市青少年育成連絡協議会 ●島根県中央児童相談所 ●児童自立支援施設「わかたけ学園」 ●松江市保健福祉課 ●松江市障害者福祉課 ●松江市生活福祉課 ●松江保健所 	<ul style="list-style-type: none"> ●松江公共職業安定所 	<ul style="list-style-type: none"> ●島根県立心と体の相談センター 	<ul style="list-style-type: none"> ●松江保護観察所 ●松江少年鑑別所 ●島根県警察本部少年課 ●松江警察署 	<ul style="list-style-type: none"> ●財団法人ふるさと島根定住財団
	民間						
定例会議	公共	<ul style="list-style-type: none"> ●松江高等技術校 ●島根県教育庁高校教育課特別支援教室 ●島根県教育庁高校教育課生活指導推進室 ●松江教育センター ●東出雲町教育委員会 	<ul style="list-style-type: none"> ●島根県青少年家庭課 ●松江市青少年育成連絡協議会 ●島根県中央児童相談所 ●児童自立支援施設「わかたけ学園」 ●松江市保険福祉課 ●松江市障害者福祉課 ●松江市生活福祉課 ●松江保健所 	<ul style="list-style-type: none"> ●松江公共職業安定所 	<ul style="list-style-type: none"> ●島根県立心と体の相談センター 	<ul style="list-style-type: none"> ●松江保護観察所 ●松江少年鑑別所 ●島根県警察本部少年課 ●松江警察署 	<ul style="list-style-type: none"> ●財団法人ふるさと島根定住財団
	民間						
講習会	公共	<ul style="list-style-type: none"> ●松江高等技術校 ●島根県教育庁高校教育課特別支援教室 ●島根県教育庁高校教育課生活指導推進室 ●松江教育センター ●東出雲町教育委員会 	<ul style="list-style-type: none"> ●島根県青少年家庭課 ●松江市青少年育成連絡協議会 ●島根県中央児童相談所 ●児童自立支援施設「わかたけ学園」 ●松江市保険福祉課 ●松江市障害者福祉課 ●松江市生活福祉課 ●松江保健所 	<ul style="list-style-type: none"> ●松江公共職業安定所 	<ul style="list-style-type: none"> ●島根県立心と体の相談センター 	<ul style="list-style-type: none"> ●松江保護観察所 ●松江少年鑑別所 ●島根県警察本部少年課 ●松江警察署 	<ul style="list-style-type: none"> ●財団法人ふるさと島根定住財団
	民間						

2)地方企画委員会

- ・松江市では、月に一度地方企画委員会を開催し、青少年の問題行動事例を共有した上で、関係機関による対処方向性の検討、個別対処方法と役割分担を検討した。

図表 62 松江市における地方企画委員会実施内容

回	日程	議題	議論結果・決定事項
1	7/18	1.モデル事業の概要について 2.ユースアドバイザー養成講習会実施要領について 3.各関係機関における若年者支援の現状と問題点等について 4.質疑応答	関係機関一同が会し、顔の見える関係構築の第一歩となった。
2	12/19	1.他地域の取組状況 2.当地域の取組状況(ユースアドバイザー養成講習会の実施状況) 3.当地域の取組状況(若者に対する連携支援事例) 4.今後の取組のあり方	<ul style="list-style-type: none"> ・モデル事業実施8地域の10月までの状況について共有 ・これまでのユースアドバイザー養成講習会の実施状況について共有 ・支援ネットワークの現状と課題について共有 ・今後の取組において想定される課題と方向性について検討
3	3/26	1.第4回中央企画委員会開催概要の報告 ・青少年総合対策推進法について ・モデル事業の成果と課題について 2.平成20年度モデル事業の取り組みの総括 3.今後における若者支援の取り組み ・各機関における課題、方針、問題点等 ・連携支援の方向性 ・平成21年度モデル事業の概要 4.質疑応答	<ul style="list-style-type: none"> ・モデル事業実施全地域が一丸となって推進法が前進するために制度や組織について具体的に要請する必要がある。 ・実効性のある企画会について検討 ・今後のユースアドバイザー養成講習会について受講者のいかし方や事例検討の選定に工夫

3)ユースアドバイザー定例会議

- ・ユースアドバイザー定例会議は単独では開催しておらず、養成講習会の中にケース検討を位置づけており、定例会議の機能を持たせている。

養成講習会において学習した内容に関して、ケースを用いた演習を行い、知識を確かなものとしている。

回	日程	実施内容
1	9/11	1．ケース検討の手法について 2．ケース検討（ひきこもりの事例）
2	10/10	ケース検討（見立てについて）
3	12/9	ケース検討（学校における特別支援について）
4	2/25	ケース検討（性被害について）
5	3/13	関係機関の今後の連携のあり方について

4)ユースアドバイザー養成講習会

- ・松江市では、基礎的な知識習得を目的として、講義を中心とした養成講習会を実施した。

図表 63 松江市におけるユースアドバイザー養成講習会議実施内容

回	日程	講習内容	手法	時間	講師
1	8/5	制度の概要、業務の内容	講義	30分	松江市青少年支援センター 所長 藤原治雄
		各機関の業務内容把握、自立支援について	講義	90分	立命館大学教授 野田正人
2	9/11	少年司法の仕組み	講義	120分	次席家庭裁判所調査官 景山英之
		ケース検討の手法について	演習	120分	島根臨床心理士会 大西俊江
3	10/10	発達障害について	講義	120分	松江赤十字病院小児科部長 瀬島斉
		事例検討 1・2	演習	120分	松江市青少年支援センター 指導員 穴倉翠
4	11/10	若者の非行・犯罪構成について	講義	120分	松江保護観察所統括保護観察官 百崎美宏
		若者の就労支援について	講義	120分	松江市公共職業安定所次長 板垣修
5	12/9	学校における特別支援	講義	120分	松江教育事務所指導主事 小脇洋
		事例検討 3	演習	120分	松江市立城北小学校特別支援 スタッフ 田中修、藤田優子
6	1/21	若者の性行動とDV	講義	120分	松江市青少年支援センター 指導員 穴倉翠
		性被害について	RP	120分	島根大学教育学部教育相談 センター 高見友理
7	2/25	ひきこもりについて	講義	120分	精神科医師(小松クリニック 院長) 小松和久
		事例検討 4	演習	120分	保護者(父親)
8	3/13	若者支援体制の充実に向けて	講義	120分	島根県少年家庭課長 米井 淳子
		関係機関の今後の連携のあり方	討議	120分	参加者全員

(3)成果

1)目指す状態(再掲)

連携体制整備に関して

- ・一人の子どもに対する支援が素早い対応と連携で処置できるように、関係機関のネットワークを構築し支援員同士の協働ができるようにする。

ユースアドバイザー養成に関して

- ・常に前向きであること。
- ・「できることからやろう」という実行力。

- ・皆の力で物事をすすめていく精神。
- ・変化する社会に対応できる能力と順応性を維持するための研さん積む。

2)成果

連携体制整備に関して

(中核機関における成果)

- ・関連機関と青少年支援センター及び関連機関同士の情報共有を促進するための触媒としての機能が強化されつつある。他機関への相談者をセンターへ紹介し継続相談支援として受け入れるケースも増えた。

(地方企画委員会における成果)

- ・地方企画委員会で連携体制強化について各関連機関で検討した結果、少年の立ち直りに関する緊急連携会議（市教委指導課長・児童相談所長・児童自立支援施設長・市警察生活安全課長・青少年支援センター）を開催した。また、関連機関主催の事例検討会の研修参加要請等が実現し有効であった。機関同士の特出を共有したり気軽に相談できるようになった。
- ・目指す状態で掲げていた関係機関のネットワーク構築と、素早い対応について、十分な成果があがっているといえる。

ユースアドバイザー養成に関して

- ・8回16講座（1講座2時間）を3月13日で終了した。講座の内容によっては関連機関関係者全員の参加（少年鑑別所・教育センター等）があり、また飛び入りで多方面の参加があった。受講した期間関係者がユースアドバイザー養成講習会について内閣府の事業を肯定的に受け止め各方面で啓発してもらっている状況もある。
- ・特に好評だったのは、性被害に関する講座のロールプレイやひきこもり・発達障害等の講演や毎回実施しているケース検討であった。ケース検討の中には長期のひきこもりの娘への対応について父親の体験談を聞くことができ受講者が深い感銘を受けた。また、事業開始後における、複数機関連携によるケース検討会を2月現在、被支援者14名（成人1名、高校生2名、中学生7名、無職少年3名、有職少年1名）について31回実施し立ち直し支援としての就労2名、学校復帰2名と、一定の成果が見られた。
- ・目指す状態で掲げていた積極的な姿勢の獲得や変化する社会への対応力について、知識獲得だけでなくロールプレイ等を交えた実践的な講習により十分な成果があったといえる。受講前後の知識・スキルについても全般的に向上が見られる。

松江市においては、数値によるアンケート調査は実施していない。

図表 64 ユースアドバイザー養成講習会受講前後の知識・スキルの変化

講習内容	チェック項目	受講後	受講前	受講後に伸びた割合
制度の内容及び業務の内容	1 ユースアドバイザーの役割や若者支援ネットワークの構想の経緯を理解している	3.92	3.47	0.45
	2 生活訓練、就労体験、職業体験の効果を理解している	4.08	3.87	0.21
	3 個別のニーズに対応した包括的で継続的な支援の意義を理解している	4.15	4.00	0.15
	4 支援者の実態を理解している	3.85	3.33	0.52
若者をめぐる状況と自立支援の現状とあり方	5 若者の自立支援の現状について理解している	3.85	3.60	0.25
	6 児童自立支援施設の現状を理解している	4.08	3.73	0.35
少年司法の仕組みについて	7 少年司法の仕組みを理解している	3.69	3.35	0.34
	8 若者の非行、犯罪の現状を理解している	4.15	3.76	0.39
ケース検討の手法について	9 ケース検討会、担当者レベルでの会の進め方について理解している	3.85	3.38	0.47
	10 グループワークの意義やその概要を理解している	4.00	3.44	0.56
発達障害について	11 知的障害、発達障害について、その特徴と対応のあり方について理解している	3.92	3.62	0.30
	12 社会不安障害について、その特徴と対応のあり方について理解している	3.54	3.23	0.31
若者の非行・犯罪更生について	13 非行、犯罪についてその特徴と対応のあり方について理解している	3.85	3.62	0.23
	14 保護観察制度を理解している	3.62	3.31	0.31
	15 不就労・早期離職を含めた雇用と就労をめぐる更生のあり方について理解している	3.58	3.08	0.50
若者の就労支援について	16 労働環境の仕組みを理解し、支援する際に活用できる	3.25	3.08	0.17
	17 学校から職業生活への移行過程の現状について理解している	3.42	3.31	0.11
学校における特別支援について	18 学齢期における児童生徒の特別支援の現状を理解している	3.83	3.77	0.06
	19 特別支援対象の児童生徒への具体的な対応と成人期へ向けての支援を理解している	3.67	3.54	0.13
若者の性行動とDVについて	20 若者の性的行動の現状を理解している	3.92	3.69	0.23
	21 若者の性のトラブルの実態やデートDVについて理解している	3.83	3.54	0.29
性被害について	22 若者の性被害の現状を理解している	3.92	3.54	0.38
	23 被害者への二次被害の現状と被害者への対応について理解している	3.67	3.38	0.29
ひきこもりについて	24 若者のひきこもりについて、その特徴と対応のあり方について理解している	3.83	3.54	0.29
	25 アウトリーチ（訪問支援）の目的や概要を理解している	3.67	3.08	0.59
ネットワークの構築と個人情報保護について	26 子どもの心の問題をめぐるネットワーク構築の必要性についてその意義を理解している	4.18	4.00	0.18
	27 生活保護ソーシャルワーカーの関係機関、関係機関との連携・協働の意義について理解している	3.92	3.62	0.30
	28 若者支援ネットワークに望まれる特性について、その意義を理解している	3.92	3.46	0.46

(4) 課題と今後の方向性

1) 連携体制整備に関して

地方企画委員会における成果

- ・本年度以上に機関の拡大をし、多角的なネットワーク体制を築きたい。特に、民間機関の参画を図りたい。

2) ユースアドバイザー養成に関して

- ・次年度は養成講習の場に各機関が抱えている問題点や連携を必要とする事例を積極的にもちだし、講座内容としたい。また、各機関に所属する関係者の異動があるため、重要な講座（発達障害・ひきこもり等）をフィードバックしながら研修を重ねていきたい。